

習志野市パートナーシップ

ファミリーシップ制度

誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできるまちの実現を目指し、令和4年6月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始します。この制度は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣言がされたことを受け、習志野市が「パートナー宣言証」を交付するものです。

【パートナーシップとは】

同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で、責任をもって協力すると約束したお二人の関係をいいます。

【ファミリーシップとは】

パートナーシップにあるお二人および同居する未成年の子（実子または養子）が家族として生活する関係をいいます。

～宣言手続きの流れ～

事前予約

宣言日の予約
(宣言日の1週間前まで)

・FAX 又は市ホームページ内、
ちば電子申請サービスから予約をお願い
します。
(24時間受付)
FAX 番号:047-453-5578



ちば電子申請サービスでの予約はこちらから申請できます→

宣言当日

パートナーシップ・
ファミリーシップ
の宣言

・パートナーの方とお二人でお越しください。
・宣言書を記入し、必要書類と併せて提出して
ください。

後日

パートナー宣言証
の交付

・後日「パートナー宣言証」を交付します。

～宣言することができる人～

- ・成年である人
- ・市内在住または市内への転入を予定している人
- ・配偶者がいない人
- ・当事者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にない人
- ・宣言しようとする人同士が近親者でない人
- ・(ファミリーシップの場合)未成年の子と同居している人

届出に必要な書類等、制度の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください！

習志野市パートナーシップ制度



★市民・事業所の皆様へ★

この制度は、法律に基づく権利・義務が生じるものではありませんが、多様な生き方が尊重されるまちづくりの実現のため、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力をお願いします。